

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、判例違反をいうが、本件検察官手持証拠について開示命令をしない旨の処分のように、訴訟手続に関し判決前にした処分は、刑訴法四三三条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令」にあたらぬるものと解するのが相当である（最高裁昭和二九年（し）第三七号同年一〇月八日第三小法廷決定・刑集八巻一〇号一五八八頁参照）から、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年七月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進	
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	牧		圭	次